



その一票が、あなたの声を届ける
これからの中津川市をつくるのはあなたです

市長選挙 市議会議員補欠選挙 1月14日(日)投・開票

選挙管理委員会 (☎内線423)

投票できる人

年齢要件 平成18年1月15日以前に生まれた人

住所要件 令和5年10月6日以前に市の住民基本台帳に登録され、引き続き中津川市に住所を有する人

投票(投票日当日)

入場券に記載された投票所でのみ投票をすることができます。よく確認してお出かけください。

投票所	投票時間
中津、苗木、坂本、落合地区の各投票所 <small>(川上、瀬戸投票所を除く。)</small>	7:00~20:00
阿木、神坂、山口、坂下、川上、加子母、付知、福岡、蛭川地区の各投票所 および川上、瀬戸投票所	7:00~18:00

期日前投票(投票日前日まで)

投票日に都合により投票できない人は、期日前投票をすることができます。投票日当日の投票と異なり、下記期日前投票所開設期間内であれば、どの期日前投票所でも投票することができます。

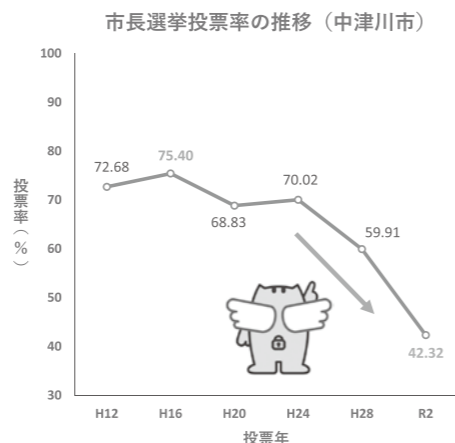
期日前投票所	期間
市役所本庁舎(中2階市民ホール) 坂下・川上・福岡・蛭川総合事務所、加子母公民館、アートピア付知交芸プラザ	1月8日(祝)~13日(土) 8:30~20:00
苗木・落合・阿木・神坂・山口の各公民館	1月10日(水)~12日(金) 8:30~17:15
坂本事務所(コミュニティルーム)	1月10日(水)~13日(土) 8:30~17:15
にぎわいプラザ(1-2会議室)	1月10日(水)~12日(金) 9:00~20:00

※投票できる人の条件や投票場所、投票時間などは市長選と市議補選で同じです。
(立候補者が選挙すべき人数を超えなかった場合は、いずれか一方のみの投票になる可能性があります。)

投票に出かけましょう

18歳以上の方が投票できます

平成27年6月の公職選挙法改正により選挙権年齢が満20歳以上から満18歳以上に引き下げられ、より多くの声が政治に反映される仕組みになりました。しかし、右グラフの市長選における投票率の推移からも分かるように市全体の投票率は減少傾向で、前回市長選の投票率は50%を下回っています。



選挙は、私たちの生活とまちのこれらを決めるとも大切なものであり、あなたの一票は「こうなったらいいな」が実現するかもしれない大切な一票です。選挙に行くか迷っている人にも声をかけ、みんなで投票に行きましょう。あなたの大切な一票を、あなたとまちの未来のために生かしてみませんか。

投票は簡単

投票所に行き、投票用紙に自分が選んだ候補者の氏名を書いて投票するだけです。これだけでわたしたちの意見を政治に反映させるチャンスが生まれます。



令和5年4月統一選(県議選)での市役所期日前投票所の様子
※レイアウトは異なる可能性があります。

18歳未満の方も投票所に入れます

選挙権年齢の引き下げとともに、投票所に入ることができる人の要件が、選挙人の同伴する幼児から選挙人の同伴する18歳未満の方に拡大されています。お子さま連れでもお気軽に投票所へお越しください。

お子さま連れでも投票できます!



選挙公報

候補者の氏名や写真、政見などを掲載した選挙公報は、告示日以降に新聞折り込みで配付するとともに、市役所や出先事務所などに設置します。また、市ホームページでも閲覧できます。これらの方法により手に入れることが困難で、郵送を希望される場合は、お早めにご連絡ください。

開票

1月14日(日) 21時15分
とろろ 健康福祉会館4階
多目的ホール

投・開票状況

市ホームページ、市民安全情報ネットワークで投票速報を随時お知らせします。市ホームページでは、選挙全般に関する情報などお知らせしています。



市議補選についてはこちら



市長選についてはこちら